

療相第 1235 号
令和 2 年 6 月 5 日

再認定月が記載された身体障害者手帳をお持ちの皆様及びその保護者様

神奈川県立総合療育相談センター所長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にかかる身体障害者手帳の再認定の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、臨時的な取扱いとして、次のとおり身体障害者手帳の再認定期限を 1 年間延長することとしましたので、お知らせします。

なお、手帳記載の再認定月までに、通常どおり再認定申請を行うこともできますので、ご希望される場合は、お住まいの福祉事務所又は町村の窓口で手続を行ってください。

1 対象となる方

現在お持ちの身体障害者手帳に記載の再認定月が、令和 2 年 3 月から令和 3 年 2 月までの方（既に再認定申請をしている方を除く。）。

2 手帳について

- 現在お持ちの手帳は、延長された期限内に再認定を行うまでの間、引き続き同じ障害程度等級でお使いいただけます（延長のための手続は必要ありません。）。
- 「再認定期限延長証明書」（カード）を同封しましたので、お手持ちの身体障害者手帳とともに携行し、必要に応じてサービス実施者等にご提示ください。
- なお、本証明書がなくても期限延長は有効です。紛失等した場合でも再交付は行いません。
- 延長後の再認定により障害程度等級が変わった場合は、その時点からの変更となり、当初の再認定期限にさかのぼっての等級変更はできません。

3 再認定手続について

新型コロナウイルス感染症の収束などの状況を踏まえて、延長された期限内に、お住まいの市町村の窓口で再認定の申請をしてください。

問合せ先

地域企画課 菅谷・小池

電話 0466-84-5700 内線 508
ファクシミリ 0466-84-2970